

測量法施行令の一部を改正する政令(案)について

1 概要

「測量法の一部を改正する法律」の公布(5月23日)に伴い、測量法施行令について所要の改正が必要となる。

2 内容

(1) 測量法施行令の一部を改正する政令

- ① 日本水準原点の地点の修正(第二条第二項)
土地の分筆による地点名(=所在地の表記)の修正。
- ② 損失補償規定に関する文言修正(第三条)
近年の立法例に則した文言修正(法改正内容との平仄を含む。)
- ③ 測量成果等の謄抄本交付手数料関係規定に関する文言修正(第九条)
法改正により新たに追加された第四十五条第一項(国土地理院が実施する公共測量の測量成果)についても謄抄本交付手数料関係規定を適用させる必要があることによる改正。
- ④ 測量士及び測量士補の試験科目に関する改正(第十七条及び第十八条)
法別表第一(専門養成施設の登録要件の一部である講義及び実習の科目)の規定ぶりと平仄をとった文言修正。
- ⑤ 一括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法に関する規定等の文言修正(第二十八条の二第一項及び第二十八条の三第一項)
法改正内容と平仄をとった文言修正。
- ⑥ 参考人に支給する費用に関する規定の改正(第二十九条)
参考人に支給する手当の額を改定。